

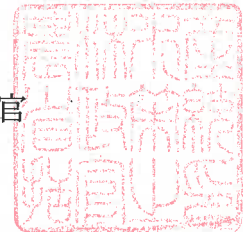
2食産第1308号
2政統第595号
令和2年6月15日

製粉協会会長 殿

農林水産省食料産業局長



農林水産省政策統括官



食糧麦菓子製造業経営支援対策助成事業に係る公募要領の提出書類について
(提出書類の提出期限の延長)

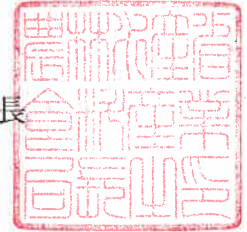
「食糧麦菓子製造業経営支援対策助成事業に係る公募要領」(令和2年4月1日付け元食産第5660号・元政統第1718号農林水産省食料産業局長・政策統括官通知。以下「公募要領」という。)第7の1の(2)に定める製粉事業者の書類の提出期限については、公募要領第7の2に基づき、令和2年7月15日までとしていたところ、今般の事情に鑑み、当該期限を令和2年7月31日まで延長することとしましたのでお知らせします。

なお、公募要領第7の1の(1)に定めるビスケット類製造事業者及び同要領第7の1の(3)に定める小麦粉卸売事業者の書類の提出期限については、同要領第7の2のとおり、令和2年7月15日から変更ありません。

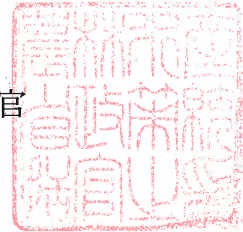
2食産第1308号
2政統第595号
令和2年6月15日

協同組合全国製粉協議会会長 殿

農林水産省食料産業局長



農林水産省政策統括官



食糧麦菓子製造業経営支援対策助成事業に係る公募要領の提出書類について
(提出書類の提出期限の延長)

「食糧麦菓子製造業経営支援対策助成事業に係る公募要領」(令和2年4月1日付け元食産第5660号・元政統第1718号農林水産省食料産業局長・政策統括官通知。以下「公募要領」という。)第7の1の(2)に定める製粉事業者の書類の提出期限については、公募要領第7の2に基づき、令和2年7月15日までとしていたところ、今般の事情に鑑み、当該期限を令和2年7月31日まで延長することとしましたのでお知らせします。

なお、公募要領第7の1の(1)に定めるビスケット類製造事業者及び同要領第7の1の(3)に定める小麦粉卸売事業者の書類の提出期限については、同要領第7の2のとおり、令和2年7月15日から変更ありません。